

令和6年度 第1回大阪府青少年健全育成審議会 議事概要

■日 時 令和6年9月2日（月）15時～16時30分

■場 所 日本赤十字社大阪府支部（大阪赤十字会館） 4階401会議室

■出席者 伊藤委員、亀岡委員、大長委員、積田委員、徳村委員、豊田委員、西元委員、橋本委員、二村委員、牧田委員、眞鍋委員、水谷委員、三間委員、森委員、森内委員、山内委員、山木委員、山田委員（五十音順）

■内 容

事務局 ただいまから、第1回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。開会にあたりまして、大阪府福祉部子ども家庭局長からご挨拶申し上げます。

局長 大阪福祉部子ども家庭庁の福本でございます審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。本日は皆様大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。各地での被害をもたらしました台風の影響も心配したところでございますけれども、幸い本日は天候回復し、むしろ大変暑い中、お越しいただくことになりました。感謝申し上げます。

まず初めに、昨年度のご審議に関しまして、お礼を申し上げたいと存じます。昨年、青少年の性被害につきまして、刑法の一部を改正する法律が7月に施行されることを踏まえまして、本審議会の方で刑法改正に伴う特別委員会を設置していただき、大阪府青少年健全育成条例の改正につきまして、ご議論をいただきました。ご審議の結果を踏まえまして、条例の一部改正案を議会にご提案をさせていただき、審議、議決を経まして、本年3月に条例改正をする運びとなりました。皆様方のご協力、本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

さて、昨今の青少年を取り巻く状況といたしましては、残念ながら、若年者の自殺や児童虐待、性被害等の事件が後を絶たない状況であり、孤独孤立の問題も一層顕在化をしているような状態でございます。また、青少年のネット利用が年々増加する中、SNSに起因する弊害も深刻になってございます。青少年自身がネット上のトラブル等を回避し、適切に利用する力を身につけることが、急務でありますことから、大阪府におきましては、大阪府警や民間とも連携させていただき、青少年に対するネットの適正利用の啓発などの取り組みを行っているところでございます。しかしながら、犯罪被害やネット上の誹謗中傷、いじめ、若年層の大麻乱用などネット利用による被害は後を絶たず、更なる取り組みの必要性を痛感しております。

次第でございます。

本日はこの後、現在、策定作業中でございます大阪府子ども計画の骨子案および青少年健全育成条例改正の検討事項につきまして、事務局の方からご説明をさせていただきますので、本日も様々なご意見をいただければ幸いです。

簡単ではございますけれども、重ねて審議会の運営にご協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 本審議会委員の総数は 24 名で、本日出席の委員は 18 名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第 5 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本審議会については、平成 23 年 6 月 28 日の審議会で決定通り、基本的には公開とし、審議事項に個人情報扱う場合については非公開といたします。

本日出席の委員の皆様のご紹介は時間の都合上、お手元にお配りしております委員名簿および配席図で代えさせていただきます。

なお、今年度においては、全員の任期満了に伴う委員の改選があり、新たに憲法の観点から水谷委員、社会政策の観点から、森委員、法律・人権の観点から森内委員、児童福祉の観点から山内委員、大阪府議会からは、内海委員、徳村委員、西元委員、関係業界からは積田委員、青少年関係団体からは大長委員、牧田委員、松村委員、眞鍋委員、三間委員に新たに審議会に加わっていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会長が選任されるまでの間は、子ども青少年課長の佐田が進行させていただきます。

課長 大阪府子ども青少年課長の佐田でございます。会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

早速でございますけれども、議題 1 の本審議会の会長の選任でございますけれども、会長は審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、委員の互選によってこれを定めるということになってございます。お手元に委員名簿をお配りしておりますが、会長の推薦はございますでしょうか。

委員 教育分野の見識を有し、広く青少年問題にも造詣が深い橋本委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし)

課長 異議なしということでございますので、橋本委員に会長をお願いしたいと存じます。では、審議会規則第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めていただくこととなっておりますので、以降につきましては、橋本会長に議事の進行をお願いしたいと思います。橋本会長におかれましては、会長席の方へ移動の方をお願いいたします。それでは、橋本会長どうぞよろしくお願いいたします。

会長 橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様のご協力をいただきながら、この審議会を運営してまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。では、議題 2 に移ります。議題 2 は、会長代理、部会長および部会に属

する委員の指名です。会長代理につきましては、審議会規則第4条第3項の規定によりまして、会長が指名することになっています。会長代理ですが、前期から引き続き、本審議会の委員を務めていただいています、豊田委員にお願いしたいと思います。豊田委員よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、常設部会第1部会から第4部会でございますが、常設部会に属していただく委員について、審議会規則第6条第3項に基づき審議事項に係る専門的な分野からご意見をいただくという観点から、私から指名させていただきたいと思えます。

まず第1部会です。第1部会は、有害図書類の指定に関する事項を審議していただく部会です。学識経験者からは、情報リテラシー、刑法、精神医学、教育の専門分野、関係業界からは図書類を発行・販売されている団体、青少年関係団体は、保護者の代表としてのご意見をいただきたいと思えますので、学識経験者からは、竹内和雄委員、豊田兼彦委員、西川瑞穂委員、それと私です。関係業界からは、伊藤廣幸委員、積田雄司委員、二村知子委員、青少年関係団体からは、三間隆之委員にお願いしたいと存じます。部会長は、竹内和雄委員にお願いしたいと存じます。

続いて第2部会です。第2部会は、有害玩具刃物類の指定に関する事項を審議していただく部会です。学識経験者からは、犯罪被害、法律、教育の専門分野および関係業界からは、玩具刃物類を取り扱っておられる団体、青少年関係団体からは、青少年育成団体としてのご意見を頂戴したいと思えますので、学識経験者としては亀岡智美委員、森内彩子委員、それと私、関係業界からは、辻元達夫委員、青少年関係団体からは、牧田恵美委員にお願いしたいと存じます。部会長は森内彩子委員にお願いしたいと存じます。

続いて第3部会です。第3部会は有害役務営業の停止命令に関する事項を審議していただく部会です。学識経験者からは、刑法、憲法、法律、教育の専門分野のご意見をいただきたいと思えますので、豊田兼彦委員、水谷瑛嗣郎委員、森内彩子委員にお願いしたいと存じます。私も教育の観点から参加をさせていただくつもりです。部会長は豊田兼彦委員にお願いしたいと存じます。

最後、第4部会です。第4部会は、子どもの性的虐待の記録に関する事項を審議していただく部会となっています。学識経験者からは、刑法、社会政策、法律、児童福祉、それと教育の専門分野、関係業界からは、出版されている団体および電気通信事業者として、青少年の携帯電話利用の環境整備に取り組まれている団体のご意見を頂戴したいと思えますので、学識経験者としては、豊田兼彦委員、森詩恵委員、森内彩子委員、山内稔委員、それと私です。関係業界からは、積田雄司委員、山田崇志委員にお願いしたいと存じます。部会長は、第3部会長も兼ねてい

ただきますが、豊田兼彦委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議題3に移ります。議題3は、大阪府子ども計画の策定についてであります。まず、参考資料をご覧ください。昨年度の本審議会で、この説明がありましたので、昨年からの引き続いての委員はよくご存知だと思いますが、改選された委員については初めてのことだと思いますので、改めて、私からこの子ども家庭施策審議会の審議体制の充実について、皆さんと認識を共有したいと思います。後ほど、また事務局から詳しい説明があると思います。子ども家庭局では、この参考資料の下の方の左側に記載の通り、従前3つの審議会を運営されてきました。具体的には、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会、子ども施策審議会、本審議会であります。三つの審議会を活用しながら、児童福祉に関する事項であったり、認定こども園に関する事項、子どもの貧困に関する事項、または青少年施策に関する事項などを調査、審議をしていただくということになります。ただ、子ども家庭施策に関する調査審議を一体的総合的に行うことができないという課題もございました。これらを解消するために、この下表の右側にありますが、統合できるものについては審議会の整理・統合を行いまして、新たに子ども家庭審議会という新たな審議会を設置しました。令和7年度からの大阪府子ども計画の策定に関する調査・審議をはじめ、子ども家庭施策に関する調査審議を一体的・総合的に行うために、審議体制の充実を図りました。ちなみに、これらは国の動きに準じたものでもございます。国でも、こども家庭庁が設置されまして、それまで複数あった大綱が、こども大綱に統合されたというような動きがございます。それに準じた流れということで理解していただけたらと思います。ただ、青少年の健全育成に向けた具体的施策の検討という部分については、従前通り、この青少年健全育成審議会で議論をするという制度設計です。今から事務局に大阪府子ども計画について説明をいただきますが、本審議会にていただいたご意見等については、私が子ども家庭審議会の委員として併任をしておりますので、私が代表して反映するという仕組みになっています。

では、今から大阪府子ども計画の策定について事務局から説明をいただきます。この審議会では、特に、先ほど私が申しました青少年健全育成に関する具体的な政策についてご意見を後ほど頂戴したいと存じます。ではまず、事務局から説明よろしいでしょうか。

事務局 資料1「大阪府子ども計画の骨子案（中間まとめ）について」説明

会長 今、説明があったのは、大阪府の子ども計画についてです。子ども計画の位置づけについて、もう一度整理をしますと、資料1の5ページをご覧ください。計画の性格にあります。基本的にはこども基本法という法律があり、子ども施策を一体的に進めていこうという国の方針でこども家庭庁ができ、そこで細分化されてい

た大綱が、こども大綱に一本化され、総合的に進めていこうということです。それに関連して、こども基本法では、国が策定したこども大綱を斟酌して、都道府県でも同じような子ども計画を作りなさいということが規定されています。それに基づいて今、大阪府が子ども計画を作ろうとしているということです。これを基本的に所管しているのは先ほど申し上げた子ども家庭審議会であり、その子ども家庭審議会で、この大阪府の子ども計画を議論していただくことになります。先ほど、事務局にて説明されてた赤四角で囲んでるところですが、こども基本法10条に基づく大阪府の子ども計画の性格を有すると同時に、大阪府青少年健全育成条例第8条第2項に基づく総合的な計画の性格も併せて有するということになっています。当審議会は、青少年健全育成条例第8条第2項に基づく総合的な計画を作る責務がありますので、その部分について今説明をいただいて議論いただき、その意見を集約して、大阪府の子ども計画を作る際に、青少年部分については、私が代表して意見を反映するという形で具体的なことを今説明いただきました。

事務局からの説明にありましたが、大阪府の子ども計画は、基本的な方向性が基本方向1から5までありますが、青少年にかかる部分が基本方向3と基本方向4なので、基本方向3および4についてご意見ください。この基本的な方向性、具体的な施策が書かれてありますが、本審議会として、意見を頂戴したいと思います。いただいた意見は、事務局でまとめていただいて、私がお伝えすることになります。何かご意見があれば、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 子どもに関する計画ということですが、課題の背景に関しては一切触れず、支援だけのことを考えるということでしょうか。支援のことはしてますけども、例えば、保護者のDVというような背景に対して、計画の中では触れずに、サポートに関してすることを考えるような案に見えて、大事な背景は放置し、サポートの方だけを考える会なのでしょうか。

会長 今のご質問に対して事務局どうですか。

事務局 基本方向1から5について、13ページから14ページに記載しております。このうち、先ほど会長からも発言いただいた通り、青少年健全育成に関するパーツは、基本方向3に関するところと、14ページの基本方向の4に記載しております。それらの大人の状況等につきまして、13ページで現状の課題のところ、社会的背景として記載させていただいてます。こうした課題意識に基づいて、府として、支援をしていくということになっております。

委員 支援の方向のみを考えるんですね。背景に関しては触れないってことですよ。例えば基本方向3について、将来の展望が不安という記載がありますけども、大人がちゃんとしてないこの世の中で将来の展望も何もないんですよ。子どもに夢を与えようと思ったら、例えば、YouTubeの人たちがすごく頑張ってるから、子どもたちはYouTubeの人たちになりたいと。昔で言

うと、アイドルになりたいというのもそういうところじゃないですか。大工さんがかっこいいからとか、あの新幹線を運転する人がかっこいいからという部分で子どもたちが憧れて、将来の希望とか、考えるのであって、そこが何も無いのに、子どもたちにサポートするだけで何か変わるとは、思いづらいですが。そこはもう触らずに、ということですね。

会長 今の重ねての質問についてどうですか。

事務局 今おっしゃっていただいているのは、大人がしっかりしてないということや悪さをするということも含めてということでしょうか。それにつきましては、青少年健全育成条例や国の法律で縛りをかけており、その上で、子どもたちをどう助けていくかというのを、この子ども計画に盛り込むという視点でございます。

委員 ですので、背景を全く考えないということではないですよ。でないと根本的な解決にならないですもんね。

事務局 はい。まず原点は、そこでございます。

会長 それでよろしいですか。

委員 はい。

会長 他どうでしょうか。

委員 1点だけ教えていただきたいと思います。こども家庭庁ができたり、子どものいろんな計画や支援の中で、1番子どもにとって大事なところは、子どもの意見を聞く、子どもが自分で考える、あるいはその意見を尊重するということが主流かなと思ってます。そういう意味で、子どもたちの意見については、どのような形で反映するのか、子ども計画全体の中でそういうところを押さえていながら進むのか教えていただきたいなと思います。特に関心があるのが、ヤングケアラーの子どもたちが何を思っているのか、どういうことを言いたいのか、もしできたらそういうところについて進めていただけたらありがたいなと。それは、ここの審議会だけでなく、全体でされるということでも構わないし、そういうところをぜひお願いできたらありがたいなという風に思っております。以上です。

会長 子どもの声を聞くということですね。どうですか。

事務局 ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいた通り、国のこども基本法の中で、子ども施策を策定する際、子ども・若者の意見を取り入れるということが重要なことであるとされております。子ども家庭審議会に、子ども・若者の意見を代表する者として、大学生の方に2名参画していただいているところでございまして、そういった方たちから、ご意見等をお聞きして、意見等を反映していく予定としております。

会長 今のお答えでよろしいですか。

委員 はい。仕組みはそうなっている。私個人的かどうかわかりませんが、ここの審議会の対象の範囲内に、そういったヤングケアラーケアとか、非行の子どもたち

とか、そういう子どもたちの実際の声を知った方がいいかなという風に思っております。はい、以上です。

会長 今のヤングケアラーについてはこれまでもいろいろ議論されてきましたよね。その辺を紹介していただいたらどうですか。

事務局 まずですね、今申しましたように、子ども家庭審議会の方に大学生2人、それから計画策定部会の方にも2名の大学生入っていただいています。先日、開かれた部会では、1回目のときはなかなか大人に交じって発言できませんでしたが、2回目のときは、委員から積極的に意見が出まして、いつもと違う新しい見方というか意見がございまして議論は活性化したかと思います。

ヤングケアラーのことについても当然議論になってございます。ただ、今時点で、何か細かいことが出てるかということ、まだそこまではいけてませんけれども、議題としては、子ども家庭審議会の方でも上がってございます。

会長 確か高等学校課で府立高校に対して調査をしたりしてますよね。そこで一定、当事者の声も拾っているということでもよろしいですね。

事務局 おっしゃる通りでございます。高等学校課の方で全府立高校生に対しまして、アンケートを行っておりまして、こちらで寄せられた声は、実際に現場の方たちが支援をするという風な形で活用させていただいているところでございます。年に1回、実施しているところでございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 他の委員どうですか。

委員 今の大学生とか高校生とか言ってますけど、小学生や中学生は、その意見は聞かれてないんですね。多分一番、身動きがつかない、自立もできない学年って小学生・中学生ぐらいなんですよ。高校生だったらアルバイトして自分で何とかしようとか、大学生ってなったら自立しようとか、その場から逃げる術は、自分で見いだせる年齢です。そうじゃなくて、多分、委員が先ほど言われたのは、ヤングケアラーの人たちの意見とか、そういうことですよね。実際つらい思いをしてる人たちの意見がここに入ってるかどうかの話だと思うんですけど。それを聞きたいです。

事務局 今、府立高校生のお話をさせていただいたんですけども、小学生ですとか、中学生ということになりますと市町村立になってきますので、こちらについては各市町村の方で、現場の中で、現状把握していただきながら、また、それが大阪府の小中学校課にも共有されながら、取り組みを進めていると思います。

委員 ここには上がってきてないの。これを策定するのに、ここに上がってきてなかったら意味ないじゃないですか。

事務局 今回の資料から割愛しましたが、各市町村に対するニーズ調査等も実施して

いるところでございます。なので、そういった形でこの計画には、反映させていた
いただいているところでございます。

会長 他どうでしょうか。ヤングケアラーの話題が出たのでね、少し私の意見を申し
上げますと、25 ページでヤングケアラー支援っていうのも、取り出して書いてお
られますよね。今の意見でも少し重なるかもしれませんが、特にヤングケアラー
については、この審議会でも毎回のように議論してきました。令和4年には、そ
れまでの関係会議をもって、ヤングケアラーの指針を作ったじゃないですか。よ
く頑張っているなと思ってたんですよ。令和4年の3月なので1年半前です。頑
張っているなと思っていた割には、今後の取り組みが相談窓口を設置するよう
に市町村に働きかけるとかね、少しゆっくりという思いを禁じ得ないです。相談窓
口は作らなければなりません。府が指針作って1年半なので、それは強くかつ迅
速にやっていただきたいなという風に思います。これは私の意見ですから、何か
言うことがあれば、言っていただければ。

事務局 資料25ページの方に、ヤングケアラーの支援強化事業の記載をしているとこ
ろでございます。また、資料前後しますが、資料の21ページをご覧くださいけれ
ばと思います。こちらの21ページにはもう少し詳細に、ヤングケアラーの指針
に基づいて、今取り組みを進めている内容を記載させていただいているところ
でございます。相談窓口の設置もさることながら、社会的認知度向上に向けて、シ
ンポジウムや研修会等も実施しているところでございます。またスクールソーシ
ヤルワーカーやスクールカウンセラーの配置、こういったものも教育委員会で行
っているところでございます。指針につきましては、今年度までが、指針の重点
取り組み期間になっておりまして、令和4年度から6年度までが重点取り組み期
間でございます。今現在、改定に向けて検討しているところでございます。具体
的には、国の方で、ヤングケアラーの法律の方が施行されまして、子ども・若者
育成支援推進法の中で、支援すべき対象としてヤングケアラーが位置づけられま
したので、こういった法の改正や、施行通知も出ておりますので、そういった内
容を踏まえて、取り組みを引き続き充実させていただきたいと考えております。
こちらの審議会の資料の方には、現時点で予算要求等行っていくので、来年度の
事業がまだ具体的には書き込んでいないですけれども、取り組みの方はしっかり
進めていきたいというところでございます。

会長 はい、わかりました。

委員 先ほどの小学校・中学校が上がってきてないっていうことに対するお返事と
しては、されてるけれども、ここに上がってないだけですか。されてないんです
か。

事務局 市町村に対するニーズ調査等、現状を把握するような調査をしっかりと実施
しているところございまして、昨年度も貧困状況等の抽出調査をしておしまし

て、その中でヤングケアラーの状況というの把握しております。そういった内容も踏まえて、計画を策定しており、現状を踏まえた取り組み、計画になっております。

委員 わかりました。

会長 はい、ありがとうございました。他、ご意見ありますか。

委員 今、議論になってるヤングケアラーの件ですけれども、私も専門というわけではないですけれども、精神科の専門領域でも研究が進んでいて、北欧なんかでは、その子どもを支えるとか、子どもの意見を聞くってということもとても大切だと言われていています。けれども、子どもばかりを取り上げると、そのヤングケアラーをさせている親、家族の方が置き去りになるということで、全体的には家族のサポート、働かせている側の養育者のサポートも共に進めるとうまくいくんじゃないかというような動きもあるみたいです。

会長 ありがとうございます。今のご意見として、承るということでもいいですか。何かコメントございますか。

委員 いえ、単なる情報提供です。

会長 事務局どうですか。

事務局 大阪府としては、親御さんに対する調査を昨年も実施しているところでございます。そういったところで、必要とされている支援ニーズ等を確認させていただきながら、計画に反映させたいと思います。

委員 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。

委員 今日言ったことを12月の審議会に反映させるので、今日しかないんですよね。今日とりあえず言うっておかなきゃいけないということですよ。

会長 後でまた私から申し上げようと思ってたんですが、初見の方もおられると思いますので、今日この場で出さなくても、今月いっぱい、ご意見あれば、事務局にメール等でご連絡していただければ反映できるようにしようと思っております。

委員 ありがとうございます。1つお聞きしたいのが、フィルタリング手続きについて、23ページの方で個別の取組みで書かれていますけれども、私のフィルタリングに関する知識が相当昔のもので止まってしまっているので、現状と合ってなかったら申し訳ないですけれども、フィルタリングがありますよということを知り徹底する、保護者に働きかけるというのはわかるんですけども、実際フィルタリングの中身がどうか、私の記憶では、一定のフィルタリングをかけるとLINEとかのアプリが使えなくなってしまうというので、今の子どもたちってLINEなんて絶対必須ですから、そこを使えないとフィルタリングとして機能しない、はっきり言ってもう拒否されてしまいます。その辺のフィルタリング

の実態、どこまでのどのアプリが使えるかっていうこととかも、掘り下げないとなかなか難しいかなと。今すぐという話ではなくて、意識しなきゃいけないんじゃないかと思います。

事務局 また、改めて詳細確認して、お返事させていただきます。

委員 聞いてるといふか、その辺が気になってたというのと、フィルタリングがあっても使えないっていうのが多かった、難しいなど、どうなってるのかなっていうところを掘り下げないとなかなか浸透がしないのかなっていう風に思います。あと、広告規制に関してですが、私は今大人なのでフィルタリングなしの携帯を使っていますが、例えば、何かしらのサイトを開くとすぐに成人漫画のポップアップの広告みたいなのが出てくるとかいうのもあって、何かそういうところも規制ができるのかどうか、そういうのは周知徹底するんだったらどういう風になるというのは、親に知らせないとなかなか導入しにくいのかなと思いました。

それと2点目ですが、20ページの市町村による協議会の設置などというところですけども、具体的に「市町村で若者支援のネットワークを構築するように支援する」なので、具体的にどういう風になるか、市町村にこれからやってくださいねっていう形なんですか。

事務局 市町村それぞれで設置していただくように、我々、支援させていただいておりました、具体的な市町村と民間の関係を繋ぐような意見交換会を実施して、ネットワークを構築するという取組みを実施しているところであります。

委員 私、未成年後見人とかを支援していることがあって、児童養護施設を退所した後にお子さんが自立するとき、もう未成年じゃなくなっちはいるんですけど、実質サポートがないから、そのまま引き続きサポートするようなことが結構あるんです。そういうときに結構あるのは、市町村とか窓口に行っても、細分化されて、もうどこ行っていいかわからないというか、たらい回しになってる状態、子ども、それから若年・成人の窓口というか、そこにとりあえず相談に行ったら、そこからのすみ分けというか、課の分けは、役所がやっていただければ、という話で、そういう窓口を作らないと子どもが行政に頼ろうというのはなかなか難しい。そういう窓口を作っていただきたいなと思います。すみません。以上です。

会長 今のご意見はまたまとめて、反映していきたいと思っています。他どうでしょうか。

委員 他の委員からもお話がありましたけれども、第2章で、例えば児童虐待のリスクとか拳がってるわけですけども、これらも使い古された言い方ですけども、エビデンスベースですね、計画自体を考える上でも、そこを重点的に実態把握するというのは重要であると重ねてご指摘をさせていただきたいと思います。もちろん、子ども計画ですから、計画を受けてすぐに行政が施策をするわけじゃなくて、計画が立ってから、その個別の施策を今度やっていくという仕組みだと思

ってますけども、その上でも、実態調査、もう既にやられてるとは思いますけども、ここは変化もあるところですし、定点的に、この2章で上がってるような部分について大阪府での状況を把握していただくと、こういうことは重要なと思います。これが1点目です。

2点目ですけれども、基本的な方向性で5つ挙げていただいて、私はこの方向性には特に反対はないんですけども、1点気になったのは、今ちょうど表示していただいている自分で立つ方の自立ですよ、こちらはすごくあるわけですね。ひきこもりの話が、挙がったりもしますけども、そういうインデペンデントという意味での自立の話は入っているんですけども、自立はもう1つあるんですよ。自分を律する方の自律っていうのがあって、こっちは英語でオートノミーと言うんですけども、自分で自分の将来を考えて自分で決める、要するにその自分のある種の意味決定、そっち側の自律ですよ。だからこちらの自分で立つ方の自立っていうのは、どちらかという金銭面の問題とか、ヤングケアラーの人のように、そういう余裕がない、そういう部分に焦点があるのかももちろんそうですね。自分で自分の人生設計、これから選ぶんだというような、選ぶための支援ですね、金銭的なもの以外の部分もそれは同時に重要だと思うので、そういう点も加味していただいた方がいいのではないかなという風に思ったのが2点目です。

すみません、長いですけど、3点目ですね。先ほどフィルタリングの話が出ていて、インターネットの状況が、この10年で全然違うわけですね。昔は問題になったのが、Web掲示板とかそちらだったんですけども、今はほとんどソーシャルメディアですね、LINEもそうですね、同じインターネットという構造が全然変わってきている。だからその構造に合わせて、フィルタリングを含めて、施策を検討する必要があるかなという風に思います。特に大阪だけじゃないと思いますけども、若年層のソーシャルゲームの課金ですが、お金を入れてガチャって言いますが、海外では、ルートボックスとかいって、規制をされたりしてますけども、どんどんどんどんお金をつぎ込むような仕組みにデザインをされているんです。企業側によって。子どもだけではないかもしれませんが、未成年の人たちが、そういうところにお金を使いすぎちゃってって問題が出てくると思うので、そういった点なんかは、新しい問題だと思うので、そういった新しい視点を加味していただく必要があるんじゃないかという風に思いました。私からは以上です。

会長 はい、ありがとうございます。3点指摘いただきました。特にコメントあれば。

事務局 ご意見として承らせていただきます。

会長 ご意見ありがとうございます。時間もだいぶ経ってきてるんですが、他ご

いませんか。

委員

私もガチャの問題とかそういうのもあるんですけど、最近、薬をたくさん飲んでしまうオーバードーズとか、大麻とか、そういう危険な、健康に非常に被害を与えるようなことについては、文言は1つ入れておく必要があるんじゃないかなという風に思います。子どもを安全に守るっていうところで、知らない間に近づいていってですね、何か知らない間にそういう薬とか飲んでしまうような状況のところに行ってしまうということは、非常に危険性として高いと思いますので、その点は性犯罪と同じような形で、子どもの身を守るっていうところを入れていただくのがいいかなと思います。以上です。

会長

今のこの貴重なご指摘としますので、事務局の方でまとめていただきたいと思います。

委員

私、地元の青少年指導員を市からの委託でやっておりますけれども、最近、非行の現前化っていうのがないです。公園で集まって、何か悪いことしてるっていうのがないので、悪いことをしてるのを見つけにくいっていうのが課題なんです。私も感じております。その中で先ほどの大麻の問題、数字ではっきりとは覚えてないですけども、実際に補導された人数を聞いてびっくりしたんですね。直前で私と関係あるところで大麻で、大学ですけども、問題になったことがありまして、遠いところの問題だと思ってたのが、すごく近いところで起きていたということで、文言書いていただくのはすごく大事なんですけど、逆に教えていただければと思うんですけども、こういったものを防ぐ方法っていうのが、本当にどこのルートでどういう風になってるかっていうのが、はっきり皆さんで共有して、保護者側といいますかね、この辺りすごく重要じゃないかなと思っておりますので、この施策に関してどんな文言が今は入っているのか、読んでてまた全て理解できたわけではないんですけども、また教えていただければありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

会長

大麻とか薬物のことですね。

事務局

今日ここでお示しさせていただいた資料の中で、例えば27ページですね。個別のそういう大麻であったりとかいう言葉が出てくるわけではないんですけど、1つは、27ページの事業番号で言いますと7番ですね。今、青少年指導員の活動ことも触れていただきましたけれども、少年非行防止活動ネットワークという事業もありますし、国が全国で、例えば7月ですと、非行防止キャンペーンというのを毎年やってございます。その中には大麻等を取り上げて、そういうことをやめましょうというキャンペーンをしたりとかですね。個別には取組ませていただいているところですが、今日の資料は、もっと漠然とした資料で表現してるものなので、実際の取り組みとしては、そういうことで実施させていただきます。

会長 お二人から、少なくとも文言を入れるようにというご意見がありましたので、そこは受けさせていただきたいなという風に思います。時間の都合で最後にします。

委員 つい最近なんですけども、大阪大学の高田一宏教授が「新自由主義と教育改革大阪から問う」という本を出されたんですね。それによりますと、2022年度大阪府の高校生の不登校の率がなんと日本一になっていると。先ほどこの資料で、ひきこもりが改善されてる、二重丸とお聞きしつつ、実際には2022年度にね、大阪府の高校の不登校率が日本一になってるっていう現状は、知っとかないといけないんじゃないかと思うんです。不登校になって、実際なんでそうなるのかっていう状況が、ちゃんと把握できてるのかっていうところも心配ですし、その辺を考慮しておかないといけない、知っておかないといけないかなと思いました。

会長 ありがとうございます。まだまだご意見ある方もおられると思いますが、予定の時間を大幅に超過してまして、議事進行の立場としては非常に申し訳なく思っております。ご意見・ご質問につきましては、今、出し切れなかった方も多いと思いますので、後日、メール等で事務局にお寄せください。締め切りは事務局と相談して、今月中に見返していただいて、ぜひ、ご意見を積極的にお寄せください。また、繰り返しですが、まとめていただいて、私が別の審議会に持ってまいります。よろしいでしょうか。

では、続いてその他報告に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料2「大阪府青少年健全育成条例改正の検討について」説明

会長 はい、ありがとうございます。なかなか初めに見ても、わかりにくい部分があるかと思います。要は、刑法が改正されて、それと大阪府の条例との整合性を取るために、昨年、特別部会を設置しまして、細かい議論をやってきたという経緯があるんです。

委員 事務局からご説明いただいた通りだと思しまして、刑罰に関わる条例なので、慎重な対応が必要であって、立法事実というか、立法の必要性や妥当性が確認されない限りは、なかなか立法っていうのは、難しいと思っております。そういった観点から法務省が具体的にどういう解釈を示してくれるのかとか、それから実際の警察の現場において、どういう被害状況が把握されてるのかを確認した上でっていうことだと思うんですけども、ご説明いただいたように、何か詳細な解釈を示されたとか、何か立法すべき具体的な被害が把握されてるってことじゃないようですので、昨年度の審議会の方向性に従いまして、当面、様子見ということでもいいのかなという、私も思います。

会長 私も特別部会の一員でしたが、今の事務局の説明通りかなと思います。なかなか

か、全部きっちり把握するのが難しいかも知れませんので、申し訳ありませんが、また読まれて、質問等があれば、これも先ほど申し上げたように、今月中に事務局へお寄せいただくということによろしいですか。

事務局 はい。

会長 では、よろしいですね。以上ありがとうございます。それでは本日の議題について、委員の皆様からのご意見をいただいたと思われますので、いただいたご意見も踏まえ、大阪府において引き続き取り組んでいただきたいと思います。委員の皆様方、どうもありがとうございます。以上で本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 会長、議事を進行いただき、ありがとうございました。また、委員の皆様につきましても、ご審議いただき、ありがとうございました。本日も審議いただきました「大阪府子ども計画」は、令和7年3月末に策定予定です。策定次第、メールにて情報共有をさせていただきます。それではこれをもちまして、令和6年度第1回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。